

## 活水学院人権憲章

活水学院とそのすべての構成員は、その建学の精神であるキリスト教の掲げる理想の実現を目指し、他者への寛容と個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成、ならびに学術研究の持つ崇高な理想を深く自覚し、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育と学術研究を追求する。

活水学院とそのすべての構成員は、学院の理想と目的を達成するために基本的人権の尊重が不可欠であることを自覚し、そのために行動する。

(基本的人権の尊重)

**第1条** 活水学院（以下「学院」という。）で学ぶすべての者（以下「学生・生徒等」という。）および就労するすべての者（以下「教職員等」という。）は、基本的人権を尊重され、安全で快適な環境の中で就学・就労することができるよう配慮される。

(定義)

**第2条** この憲章において基本的人権とは、日本国憲法ならびに国際的な人権条約に定められた基本的人権を指す。

- 2 前項の定めは、日本国憲法ならびに国際的な人権条約の定める理念に沿って生成しつつある新しい人権を排除するものではない。
- 3 活水女子大学（以下「大学」という。）及び活水中学・高等学校（以下「中学・高校」という。）の学則その他の諸規程は、学生・生徒等ならびに教職員等の基本的人権を制限するものではない。

(学院の責務)

**第3条** 学院は、第1条の定めを実現する責務を負う。

- 2 学院は、第1条の定めを実現するため、大学および中学・高校に人権委員会を置く。人権委員会については、活水女子大学人権委員会規程（以下「人権委員会規程」という。）および活水中学・高等学校人権委員会内規（以下「人権委員会内規」という。）において定める。
- 3 大学および中学・高校は、第1条の定めを実現するため、人権ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を定める。

(院長の責務)

**第4条** 院長は第1条の定めを実現する管理・監督責任を負う。

(学長および校長の責務)

**第5条** 学長および校長は、この憲章、人権委員会規程、人権委員会内規ならびにガイドラインについて、広く周知しなければならない。

- 2 学長および校長は、大学および中学・高校のもとでおこなわれる就学上、就労上の行為にかかわる者に対し、この憲章、人権委員会規程、人権委員会内規ならびにガイドラインについて周知し、かつ、この憲章とガイドラインの遵守を求めなければならない。学院、大学および中学・高校と業務上の契約を締結する法人ならびに個人に対しても同様とする。
- 3 学長および校長は、人権委員会の決定および提案を尊重し、第1条の定めを実現するために必要な措置を速やかにとる責務を負う。
- 4 学長および校長は、人権委員会の決定、提案、報告ならびに勧告を受けて、人権侵害が重大であり就業規則もしくは学則による処分をおこなうことが適当であると認める場合は、所定の手続きに従うものとする。
- 5 学長および校長は、前二項に定める措置をとったときは、人権委員会の決定に従い、速やかにこれを公表する。ただし、人権侵害の被害者が公表を望まないときは、これを考慮する。

(学生・生徒等および教職員等の権利)

**第6条** 学生・生徒等および教職員等は、この憲章、人権委員会規程、人権委員会内規およびガイドラインに基づき、相談し、措置を求める権利を有する。

2 学生・生徒等および教職員等は、日本国憲法その他の法令、学則その他本学の諸規程、この憲章、人権委員会規程、人権委員会内規およびガイドラインに基づいてとった行動を理由として、不利益な取り扱いをされない権利を有する。

(学生・生徒等および教職員等の責務)

**第7条** 学生・生徒等および教職員等は、この憲章の理念にのっとり、基本的人権を尊重する責務を負う。

(改廃)

**第8条** この憲章の改廃については、理事会で決定する。

#### 附 則 1

この憲章は、2007年（平成19年）6月1日から施行する。